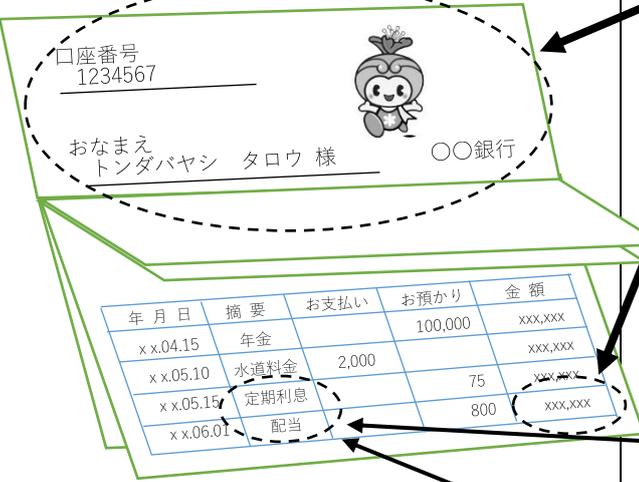


負担限度額認定申請にかかる添付書類について

○下の表の「資産種類」欄にあてはまる資産について、すべて提出してください。

資産種類	添付書類について
預貯金(普通・定期)  <p>※通帳が複数ある場合は、全て提出が必要です。 ※インターネットバンク等の場合は、残高証明書等でも構いません。</p>	<p>通帳の見開き1ページ目の写し (銀行名、支店名、口座番号、名義人がわかるページ)</p> <p>直近2カ月間の預金残高がわかるページの写し ※年金がある方は、振り込まれていることが確認できるページも必要です。</p> <p>定期利息等の記載がある場合は、普通預金の他に定期預金の通帳もしくは定期預金証書がある可能性があります。ご確認いただき、必ず申告・提出が必要です。(名義人、預け入れ金額がわかるページの写し等)</p> <p>配当、分配、○○証券等の記載がある場合は、有価証券や投資信託をされている可能性があります。ご確認いただき、必ず申告・提出が必要です。(詳しくは有価証券、投資信託の欄をご確認ください)</p>
有価証券 (株式・国債・地方債・社債など)	証券会社や銀行の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の 口座残高の写し(ウェブサイトの写しも可)
金・銀(積立購入を含む。)など、 購入先の口座残高によって時価評価額が容易に 把握できる貴金属。	購入先の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)
現金	自己申告

○配偶者が市外にいる方は、配偶者の非課税証明書を提出してください。

※負債がある場合は、借用書やローンの残高証明書等の写しを添付してください。

※預貯金等に含まれないものとしては、生命保険、自動車、腕時計、宝石などの時価評価額の把握が難しい貴金属、絵画、骨董品、家財などがあります。

※不正に受給した場合には、それまでに受けた給付額に加え、最大2倍の加算額(給付額と併せ最大3倍の額)を納付していただく場合があります。

添付書類は、毎年どなた様にも提出をお願いしております。

※生活保護受給者の方は、添付書類の省略が可能です。

○**該当するもの全て**を提出してください。

○配偶者(夫や妻)がおられる方は、**ご本人様と配偶者様名義のもの**が必要です。

別世帯であっても、配偶者の資産は勘案します。子や兄弟などは、勘案しません。